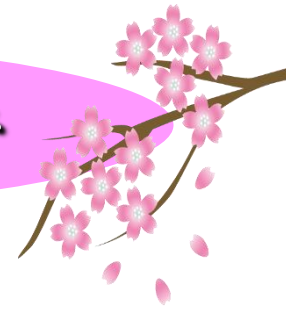


大玉村社会福祉協議会の歩み



1 法人化以前の歩み

「社会福祉」の登場と変遷

「社会福祉」という概念が登場するのは、近代国民国家の形成と期を一つにしていると言えるでしょう。しかしそれは社会事業としての位置付けをもつ制度的なものではありません。近代国家は国民を統合するために学校教育とともに「福祉」を必要としました。

「社会福祉」の流れを大きく捉えると三段階を経ているとみられます。まずは明治から大正初期の時期です。ここでは「慈善救済」としての性格を帯びたもので、個人や宗教団体が事業主体でした。その転換がなされるのが大正デモクラシーを背景とする大正末です。福島県でも大正11年に共済委員制度が設けられ、同13年には社会事業協会が設立されます。まさしく「慈善救済」から「社会事業」への流れでした。昭和13年には「社会事業法」が公布されますが、戦時体制のもとで十分に機能したとは言いません。第3期は戦後改革のなかで「健康で文化的な生活」を営むのが「国民の権利」であり、それを保障するのが「国の責務」と規定した日本国憲法（第25条）制定と、「社会福祉事業法」の交付（昭和26年）ではじまります。「社会福祉事業法」は都道府県単位で社会福祉協議会を設置することを定め、これにより福島県では財団法人福島県社会福祉協議会が社会福祉法人福島県社会福祉協議会と改組し、以後現在まで民間福祉団体の中核として社会福祉の増進、とりわけ地域福祉の推進のために種々の事業に取り組んでおります。

大玉村社会福祉協議会の成立と活動

戦後、村においてどのような社会福祉事業活動が展開されたのかを示す資料がないため、ここでは合併による大玉村の成立以後の動きについて記します。

大玉村社会福祉協議会として成立し活動を行うのは、昭和32年3月7日からです。会員は、①公私社会事業施設および団体の代表者、②民生委員（児童委員）ら社会福祉奉仕者、③村の行政駐在員、④社会福祉に関係ある団体の代表者、⑤学識経験者、⑥社会福祉関係職員、⑦社会福祉事業に関心を有する者、によって構成されています。福祉協議会に加入している会員数は130名（昭和50年現在）でした。

活動内容としては、①老人・児童・身障者・母子など各種社会福祉団体の活動援助、②共同募金、歳末助け合い募金などの募金活動、③児童遊び場の整備充実のための助成、④重度心身障がい児や要保護・準要保護児童生徒の入学助成、⑤生活援助資金の貸し付け事業などがあげられます。事業主体というよりは「援助・助成」団体としての性格がうかがえます。また協議会長には発足当初は歴代村長が就任しており、民間の協議会としての性格より行政主導型の組織であったと推定されます。

2 法人化以後の歩み

市町村社会福祉協議会の法人化

福島県内の市町村社協の法人化は、社会福祉事業法が制定された翌年の昭和27年にはじまり郡山市・白河市・矢吹町・福島市・須賀川市・会津若松市の5市1町の社協が法人格を取得しています。これらの社協がいち早く法人化を進めた理由は、母子寮や授産場、老人などの施設を運営していたことによると考えられます。昭和42年以降になると毎年のように法人化する社協がでてきます。社協が単なる任意団体から法人社協になる条件の一つに、専任職員の配置が義務づけられていますが、国は昭和41年度から市町村社協に福祉活動専門員を設置することに補助金を交付することになります。この補助金により県内社協においても急速に法人化が進められたのです。

法人化にむけての村社会福祉協議会の対応

村社協での法人化にむけての取り組みは平成5年から始まり、平成6年5月に13名からなる設立発起人会が開かれます。そこで発起人全員が設立当初の役員になることが決定されました。これをうけて6月1日には「設立許可申請書」が県宛てに提出されました。ここでは「法人設立の趣旨」を要約すると次のように述べています。

「社会の進展、経済状況の著しい変動等に対応して、当村においても福祉事業に対する要望が質量ともに増大し、かつ複雑多様化の傾向にある現状を踏まえ「新しい理念に基づく社会福祉事業の組織活動を明確にして広く住民参加を期するとともに、村福祉行政と相連帯して福祉の拡充強化を図る必要」があると見ます。「さらに、一般行政と異なって、福祉事業には個別性、柔軟性も要求されますので、単に村福祉行政の補完的団体としてだけでなく、〈自ら考え、自ら実践する社協〉が必要です」とし、それらを達成するために「任意団体である大玉村社会福祉協議会を解散し、新たに〈住民サイドで社会福祉を実践する民間団体としての社協〉として社会福祉法人大玉村社会福祉協議会を設立するものです。」

そして、県知事の認可を受け平成6年7月14日設立総会が開催され法人社協がスタートしたので。当時県内90市町村の中で89番目の法人化でした。法人認可時点での主な事業は、①組織体制の確立（会員制度の確立、事務局体制の強化）、②高齢者福祉（寝たきり老人介護、独居老人援護、移動入浴事業、介護者支援事業、給食サービス事業）、③障がい児福祉（給食サービス事業、関連団体の指導・育成、障がい児者援護事業）、④児童福祉事業（児童遊び場整備、児童遊具補修補助事業）、⑤ボランティアの育成強化（養成講座の開催、団体の育成）でした。



【法人化設立総会の様子】

【設立当時の役員】



3 地域社会の変容と福祉制度の改革

この20数年来の超少子高齢化の進展は、男女関係、結婚、出産、子育て、医療、保健、介護、年金、経費負担、生きがい、葬儀、墓地など社会生活のほとんどあらゆる領域の問題と関係し、新たな生活・福祉課題を生み出してきており、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、お互いに助け、支え合いの仕組みづくりなど、地域社会の再形成が重要な課題となっています。

こうしたことから、社会福祉分野でも制度改革が次々と打ち出され、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（ゴールドプラン）の策定、老人福祉法等社会福祉関係8法の改正、老人保健福祉計画策定義務化、新ゴールドプランの公表。障害者基本法制定、国の障害者基本計画策定の義務化、障害者自立支援法制定、エンゼルプランの公表、市町村の児童育成計画の策定、新エンゼルプランの公表、介護保険法制定、市町村介護保険事業計画策定の義務化、ゴールドプラン21の公表などここ20数年間は、次々に社会福祉関係法の改正・制定をはじめ、数多くの社会福祉政策の公表により、行政では次々に各種行政計画の策定が行われてきました。



【生きがいデイサービス桜の下で記念撮影】

なかでも、平成2年の社会福祉関係8法の改正によって、「住民に最も身近な市町村で、在宅サービスと施設サービスがきめ細かく一元的かつ計画的に提供される体制づくりが進められることになった」ことなど、市町村を中心とした地域福祉の計画的推進の時代へと大きな方向転換が行われることになりました。

特に、平成12年6月には社会福祉基礎構造改革と位置づけられて、社会福祉事業法が社会福祉法に改称・改正され、社会福祉制度や理念は、市町村主義、地域主義が唱えられ社会福祉の制度や考え方に地殻変動が起きました。その基本理念は、個人の尊厳の確立、自立支援、利用者自らが選択する福祉制度の3点。それを実現するのが、①利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、②サービスの質の向上、③社会福祉事業の充実・活性化、④地域福祉の推進です。

【みんなでピースサイン 児童クラブ】



4. 今後の社会福祉協議会活動の展開

改正された社会福祉法では、社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、地域福祉推進の中核としての役割が法的に明確化され、さらに「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」が市町村社協事業の第1項目にあげられ、「協議体」「運動体」にさらに「事業体」としての役割が加えられ市町村社協が地域福祉推進の担い手としてきめ細かい福祉サービスや介護保険事業等具体的な事業を積極的に推進していくことが求められることになりました（社会福祉法第109条）。

「地域福祉を本格的に推進」していくためには、行政はもちろん、社会福祉協議会をはじめとする地域福祉関係団体、社会福祉施設の参加と相互連携、地域住民、当事者等の理解と参加が極めて重要になってきます。こうしたことから、これまでボランティア、民生委員・児童委員や住民自治組織等と一体となって地域福祉を進めてきた社会福祉協議会の事業、活動、運動が地域福祉推進の中核として位置づけられており、大きな期待が寄せられています。



【安達太良応急仮設集会所でフラダンスの披露】

平成23年3月の東日本大震災に伴う福島第1原発事故発生により、富岡町民の方々などが避難し仮設住宅で生活しておりますが、「誰もが住み慣れた地域社会の中で、老いても、障がいをもって、子どもからお年寄りまでひとり一人が人間としての尊厳を持ち、その人らしい自立した生活を安心して送ることができる」ように今まで以上に地域住民の合意と参画を得ながら、「村民の、村民による、村民のためのふれあい社会づくり」を目指さなければならないものです。

社会福祉の基礎となるのは、他人の痛みを自分の痛みとして、他人の問題を自分の問題として受け止め、他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神です。生活上のさまざまな問題が発生した場合は、社会連帯の考え方に立って、その問題解決や生活支援に素早く、確実に取り組んでいけるような地域社会を、つまり「気づきがあり、息吹があり、血が通っていて



【15区桐山サロンで豆腐作り】



【玉井小6年生へボランティアとは何かを伝える授業】

温もりがあって、一人の不幸も見逃さない、共生型・参加型地域社会をつくっていくことが極めて重要になってきます。

こうしたことから事業の展開にあたっては、身近な現場を大切に、協働と支え合い、細かな配慮を忘れず、創意工夫と迅速さと総合化の実行を目指して、

- ①総合的な福祉相談活動やケアマネージメントに取り組み、
- ②各種の公的福祉サービスを積極的に受託し、それらを民間の立場から柔軟に運営しつつ、
- ③公的サービスでは対応できない多様なニーズにも即応した新たな住民参加型サービスを開発・推進し、
- ④近隣社会での継続的・日常的な住民活動による生活支援活動、ネットワーク活動、ケア・チーム活動等に取り組む必要があります。

これまでの事業活動とその問題解決の経験を踏まえて、地域福祉活動発展計画策定への取組みにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会、福祉コミュニティづくりに取り組んでいく必要があります。

個性ある地域づくりが求められる分権時代の到来、地域福祉社会形成の時代に突入した今日、事業推進の要は何といっても人であり、職員です。サービス業の本質は、相手を尊重する、敬う意識をもつこと、『相手の立場になる』ということであり、目配り、気配り、思いやりのある職員の育成を図ることも極めて重要になってきます。

今後の目指すべき社協活動像を要約すると、

- 地域の福祉課題に迅速に対応・行動する社協、
- 地域住民の立場で、住民の目線に立って、住民に開かれた目に見える社協、
- 地域住民に心から信頼され・愛され、住民に役立つ社協活動を目指した事業展開が大切になってきます。

まず社協が変われば、地域も変わる、そして行政をも変えようという強い信念のもとに社協事業活動に取り組んでいくことが最も期待されます。



【評議員会の様子】



【理事会の様子】



【浅和会長から職員への年度初めの挨拶】